

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | | |
|----|---|-----|
| 規則 | 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 | 六〇六 |
| 〇 | 福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 | 六〇六 |
| 〇 | 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 | 六〇六 |
| 〇 | 福島県地域医療医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 | 六〇六 |
| 告示 | 地籍調査の成果について認証した件二件 | 六〇六 |
| 〇 | 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 | 六〇九 |
| 〇 | 保安林の指定施業要件を変更する件三件 | 六〇九 |
| 〇 | 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 | 六〇〇 |
| 〇 | 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 六〇〇 |
| 〇 | 道路の供用を開始する件二件 | 六〇一 |
| 〇 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 | 六〇一 |
| 公告 | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 | 六〇四 |
| 〇 | 福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により意見があった件 | 六〇四 |
| 〇 | 福島県教育委員会 | 六〇五 |
| 〇 | 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則 | 六〇五 |
| 〇 | 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 | 六〇五 |

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県地域医療医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第九十一号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の表福島県介護保険審査会の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|--|-------------------------------|
| 福島県小児慢性特定疾病審査会 | 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の三第四項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関する審査に関すること。 | 保健福祉部 自立支援 援総室 児童家庭課 |
|----------------|--|-------------------------------|

別表第三の一の表福島県精神医療審議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|--|--------------------------|
| 福島県指定難病審査会 | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第二項の規定による指定難病の患者について支給認定をしないことに関する審査に関すること。 | 保健福祉部 健康衛生総室 健康増進課 |
|------------|--|--------------------------|

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第九十二号

福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県緊急医師確保研修学資金貸与条例施行規則（平成十九年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までの規定及び第六号中「又は診療所」を削る。

第二条第八号を次のように改める。

八 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県規則第九十三号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則(平成二十一年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第六号を次のように改める。
- 六 独立行政法人地域医療機能推進機構が県内に設置する病院

この規則は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県規則第九十四号

福島県地域医療医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県地域医療医師確保研修資金貸与条例施行規則(平成二十二年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第一号及び第二号中「県内に」及び「又は診療所」を削り、同条第三号及び第四号中「県内に」を削り、同条第五号中「県内に」及び「又は診療所」を削り、同条第六号を次のように改める。
- 六 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院

第一条第八号及び第九号中「県内の」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

告 示

福島県告示第七百四十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
伊達市

- 二 成果の名称
伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿

福島県告示第七百四十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
伊達市

- 二 成果の名称
伊達市霊山町石田の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 三 解除の理由
発電施設用地とするため

(一次の図)は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第七百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡鮫川村大字赤坂東野字蔵ノ草二〇一の二から二〇一の四まで
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする。
 - 伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 田村郡小野町大字南田原井字三道内九、一二五、一二六の一、一二六の二、大字湯沢字保代内一八七
 - 二 保安林として指定された目的
 - 干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 田村郡小野町大字小戸神字日向一五五の一、一五五の五から一五五の一六まで、一

五六の一、一五六の五、一五八の一、一五八の三、一五八の二三から一五八の一五まで、一五九の四

- 二 保安林として指定された目的
 - 名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 遠藤初恵 酒井秀治郎 四條嘉明 鈴木清子 根本清助
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十六年福島県告示第七百六号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をす

る相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 戸田甚太郎 戸田亀治 根本伊之八 佐藤藤三郎 山城与平治 山城長吉 山城辰吉 山川勘左工門 新妻梅五郎 渡辺萬作 渡辺駒吉 樋田庄左工門 柳井半治郎 荒川隆文 佐川トシ 高橋テツ 茗花正夫 豊島榮 根本末二 茗花高次郎 谷平一夫 佐藤英樹 渡邊行英 猪狩久一 影井利八 影井勇次郎 影井寅之助 夏目勘三郎 夏目治平 戸田亀治 戸田元治 戸田新之助 戸田長作 根本千代吉 根本善作 根本惣吾 根本惣左工門 根本房五郎 根本栄太郎 根本源次郎 根本準 根本竹七 根本糸吉 根本義政 根本金三郎 根本金之助 根本鶴吉 佐藤伝 佐藤安吉 佐藤藤三郎 佐藤重治 山城勘治 山城安四郎 山城定吉 山城辰吉 小川勘左工門 新妻栄治 新妻梅五郎 新妻源五郎 新妻福次郎 新妻辰恵 新妻邦次郎 水野谷義明 水野谷辰吉 猪狩清助 渡辺初太郎 渡辺和助 渡辺市三郎 渡辺常松 渡辺末藏 渡辺熊五郎 渡辺芳之助 渡辺萬作 樋田要右工門 樋田鶴之助 柳井末次郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十六年福島県告示第七百八号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 飯高德次 遠藤卯之松 遠藤助次 北郷藤太 矢吹市太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十六年福島県告示第七百九号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|----------|---|---------------|
| 一般国道二五二号 | 河沼郡柳津町大字柳津字下中平甲七〇四番七地先から同 郡同 町大字柳津字下原道西甲四六九番六地先まで | 平成二十六年十二月二十六日 |

(道路計画課)

福島県告示第七百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|----------|---|---------------|
| 一般国道三九九号 | いわき市小川町上小川字上戸渡三七番一五地先から同 市小川町上小川字上戸渡三七番一四地先まで | 平成二十六年十二月二十七日 |

(道路計画課)

福島県告示第七百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号)第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十六年十二月二十六日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀 雅 雄

| 区域名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の範囲 |
|---------|------------------|---------------------|---------|
| 天王 | 二本松市戸沢字天王 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 油井川 | 同 市不動平 | 土石流 | |
| 深堀沢川 | 同 市岳温泉一丁目 | 土石流 | |
| 小関川 | 同 市小関 | 土石流 | |
| 若神子沢 | 石川郡古殿町大字鎌田字若神子 | 土石流 | |
| 町沢 | 東白川郡矢祭町大字大井字町 | 土石流 | |
| 郭内三丁目 | 二本松市郭内三丁目 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 根崎二丁目 | 同 市根崎二丁目 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 亀谷一丁目2号 | 同 市亀谷一丁目 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 松木下 | 同 市木幡字松木下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 松木下1号 | 同 市木幡字松木下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 二渡 | 石川郡浅川町大字太田輪字二渡 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 内畑 | 同 郡同 町大字松ノ入字内畑 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 下菖蒲庭 | 同 郡同 町大字山白石字下菖蒲庭 | 急傾斜地の崩壊 | |

| | | |
|------|-----------------|---------|
| 橋上沢 | 同 郡同 町大字山白石字橋上 | 急傾斜地の崩壊 |
| 東今田 | 同 郡同 町大字山白石字東今田 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西今田 | 同 郡同 町大字山白石字西今田 | 急傾斜地の崩壊 |
| 追越 | 同 郡同 町大字染字追越 | 急傾斜地の崩壊 |
| 芝 | 東白川郡矢祭町大字関岡字芝 | 急傾斜地の崩壊 |
| 高谷畑 | 同 郡同 町大字関岡字高谷畑 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大寄 | 同 郡同 町大字東館字大寄 | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼上 | 会津若松市湊町大字静瀉字沼上 | 急傾斜地の崩壊 |
| 向 | 同 市湊町大字赤井字屋敷 | 急傾斜地の崩壊 |
| 四ツ谷 | 同 市湊町大字赤井字四ツ谷 | 急傾斜地の崩壊 |
| つつじ山 | 同 市一箕町大字八幡字躑躅山 | 急傾斜地の崩壊 |
| 館堀2号 | 同 市大戸町石村 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上雨屋 | 同 市大戸町上雨屋 | 急傾斜地の崩壊 |
| 香塩 | 同 市大戸町上三寄香塩 | 急傾斜地の崩壊 |
| 桑原 | 同 市大戸町大字大川字桑原 | 急傾斜地の崩壊 |
| 壇ノ下 | 同 市大戸町大字芦牧字壇ノ下 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-------|---|--------------|---------|
| つつじ山 | 同 | 市一箕町大字八幡字躰山 | 急傾斜地の崩壊 |
| 館掘2号 | 同 | 市大戸町石村 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上雨屋 | 同 | 市大戸町上雨屋 | 急傾斜地の崩壊 |
| 香塩 | 同 | 市大戸町上三寄香塩 | 急傾斜地の崩壊 |
| 桑原 | 同 | 市大戸町大字大川字桑原 | 急傾斜地の崩壊 |
| 壇ノ下 | 同 | 市大戸町大字芦牧字壇ノ下 | 急傾斜地の崩壊 |
| 高松 | 同 | 市大戸町小谷湯ノ平 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村 | 同 | 市大戸町大字高川字中村 | 急傾斜地の崩壊 |
| 四ツ屋1号 | 同 | 市大戸町大字高川字四ツ屋 | 急傾斜地の崩壊 |
| 四ツ屋2号 | 同 | 市大戸町大字高川字四ツ屋 | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

公 告

公告第三百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふよう土2100
- 三 代表者の氏名
里見 喜生
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市湘南台一丁目十番地の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、いわき市を中心として福島県内外において、市民・企業・NPO・行政等との協働によるよりよい地域づくりを目指し、まちづくりに関する調査研究・開発、企画・計画策定、施策提言等を通して、まちづくりの知恵や情報の集約と発信を行うとともに社会の発展に関する事業を行い、いわき市・福島県のまちづくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百五十五号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百十号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十二月二十七日から平成二十七年一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市地方振興局企商工部地域づくり・商工労働課、いわき市商工観光部商工労働課、田村市産業部商工観光課、鮫川村企画調整課、平田村産業課、古殿町産業振興課、小野町企画商工課、広野町役場一階中央ロビー、楡葉町新産業創造室、楡葉町会津美里出張所及び川内村復興対策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地
(仮称)イオンモールいわき小名浜 いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地
 - 二 区画整理事業地内(街区番号二符号一ほか)
- 二 条例第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県教育委員会規則第十二号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立学校の項中「双葉翔陽高等学校（双翔高）」を「双葉翔陽高等学校（双翔高） ふたば未来学園高等学校（ふ未学高）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福島県立特別支援学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立いわき養護学校の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------------|-----|-----|------|
| 福島県立いわき養護学校くぼた校 | 高等部 | 普通科 | いわき市 |
|-----------------|-----|-----|------|

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（特別支援教育課）